

令和7年度浄水水質基準項目検査結果

(R7.10.1採水)

No.	項目	基準値	単位	第1浄水場系	第2浄水場系	第3浄水場系	第4浄水場系	長崎ポンプ場系	区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0	細菌	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l				< 0.0003			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l				< 0.00005			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001	0.003		
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l				< 0.002			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	0.20	1.70	1.00	0.50	2.10		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l				< 0.05			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l				< 0.02			
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l				< 0.0002		一般 有機物	消毒副 生成物
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l				< 0.005			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l				< 0.002			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l				< 0.001			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l				< 0.001			
20	ベンゼン	0.01以下	mg/l				< 0.001			
21	塩素酸	0.6以下	mg/l	< 0.06	0.06	0.06	< 0.07	< 0.06		
22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
23	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.005	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.003	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l	< 0.001	0.001	0.002	0.001	0.001		
26	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	着色 水道水が 有すべき性状 に関連する 項目	味 水道水が 有すべき性状 に関連する 項目
27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.008	0.001	0.003	0.001	0.002		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.003	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.003	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001		
30	プロモホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l				< 0.005			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l				< 0.01			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l				< 0.01			
35	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l				< 0.01			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l				5.7		味	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l				< 0.005		着色	
38	塩化物イオン	200以下	mg/l	4.2	7.2	4.3	4.2	13.0	味	基礎的 性状
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l	30	64	78	83	63		
40	蒸発残留物	500以下	mg/l	64	100	130	120	120	発泡 カビ臭 臭気 味	基礎的 性状
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l				0.02			
42	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l				< 0.000001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l				< 0.000001			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
45	フェノール類	0.005以下	mg/l				< 0.0005			
46	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	0.5	0.3	0.2	< 0.2	0.2		
47	pH値	5.8~8.6	—	7.7	7.0	7.0	7.2	7.0		
48	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
49	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
50	色度	5以下	度	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
51	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
	遊離残留塩素	—	—	0.69	0.46	0.50	0.59	0.30	—	—

※ NO. 7 臨塚の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 41 ジエオスミン、NO. 42 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※ 健康に関連する項目(30項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※ 水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている

令和7年度浄水水質基準項目検査結果

(R7.10.1採水)

No.	項目	基準値	単位	綾里浄水場系	砂子浜浄水場系	小石浜浄水場系	甫嶺浄水場系	越喜来浄水場系	崎浜浄水場系	区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0	0	細菌 無機物 ／ 重金属	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l								
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l								
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l								
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l								
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	1.40	0.75	1.30	0.56	0.26	0.97		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02		
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l							一般 有機物	消毒副 生成物
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
20	ベンゼン	0.01以下	mg/l								
21	塩素酸	0.6以下	mg/l	0.22	0.14	< 0.07	0.19	0.11	0.26		
22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
23	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.010	0.033	0.009	0.009	0.010	0.020		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.006	0.004	0.003	0.006	0.004	0.007		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l	0.002	0.003	0.004	0.002	< 0.001	0.002		
26	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	着色 味 着色 味 発泡 カビ臭 発泡 臭気 味 基礎的 性状	水道水が 有すべき性状 に関連する 項目
27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.018	0.049	0.021	0.016	0.013	0.031		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.008	0.023	0.007	0.007	0.005	0.013		
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.006	0.013	0.008	0.005	0.003	0.009		
30	プロモホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l								
34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l								
35	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l								
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l								
38	塩化物イオン	200以下	mg/l	8.2	11.0	8.3	4.3	4.3	8.5	味	水道水が 有すべき性状 に関連する 項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l								
40	蒸発残留物	500以下	mg/l								
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l								
42	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l								
45	フェノール類	0.005以下	mg/l								
46	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	0.6	1.2	0.6	0.4	0.5	0.7	味	
47	pH値	5.8～8.6	—	7.2	7.3	7.4	7.6	7.4	7.2		
48	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
49	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
50	色度	5以下	度	< 0.5	< 1.2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1.2		
51	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
	遊離残留塩素	—	—	0.62	0.36	0.40	0.38	0.32	0.12	—	—

※ NO. 7 硼素の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 41 ジeosmin、NO. 42 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※ 健康に関連する項目(30項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※ 水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている

令和7年度浄水水質基準項目検査結果

(R7. 10. 1 採水)

No.	項目	基準値	単位	本郷浄水場系	根白浄水場系					区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0					細菌 無機物 ／ 重金属	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l								
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l								
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l								
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l								
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.040	< 0.040						
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.010						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	0.10	0.23						
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l	< 0.02	< 0.02						
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l							一般 有機物	消毒副 生成物
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	mg/l								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004						
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
20	ベンゼン	0.01以下	mg/l								
21	塩素酸	0.6以下	mg/l	0.24	0.17						
22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002						
23	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.022	0.017						
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.004	0.003					着色 味 味 発泡 カビ臭 発泡 臭気 味 基礎的 性状	水道水が 有すべき性状 に関連する 項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
26	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.026	0.021						
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.020	0.015						
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.004	0.004						
30	プロモホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.005	< 0.005						
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l								
34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l								
35	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l								
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l								
38	塩化物イオン	200以下	mg/l	3.6	4.3					味 味	水道水が 有すべき性状 に関連する 項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l								
40	蒸発残留物	500以下	mg/l								
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l								
42	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l								
45	フェノール類	0.005以下	mg/l								
46	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	0.7	0.7						
47	pH値	5.8～8.6	—	7.1	7.1						
48	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし						
49	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし						
50	色度	5以下	度	1.0	1.4						
51	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1						
	遊離残留塩素	—	—	0.20	0.22					—	—

※ NO. 7 硼素の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 41 ジeosmin、NO. 42 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※ 健康に関連する項目(30項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※ 水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている